

第1回盛岡家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

11月18日(火)午後2時00分～午後4時30分

第2 開催場所

当庁大会議室

第3 出席者

(委員)

家子洋子，氏家康雄，岡崎正道，熊谷隆司，小池覚子，澤田正史，田中康郎，橋孝，三浦哲夫，吉田誠一(五十音順・敬称略)

(庶務)

三浦事務局長，川村首席家裁調査官，櫻井首席書記官，佐々木事務局次長，中村総務課長，直嶋総務課課長補佐，泉庶務係長

第4 議事

1 開会(総務課長)

2 田中康郎盛岡家庭裁判所長あいさつ

3 各委員の自己紹介

4 委員長の選任

委員長に田中委員が選任された。

なお，委員長の互選に当たり，次のような意見が述べられた。

事務局にお任せする。

田中盛岡家裁所長がよいと思う。皆さんから伺った意見を家裁の運営に反映させるという目的から考えると，委員として意見を述べるよりは，家裁所長が委員長となるのが相当と考える。

5 委員長代理の指名

委員長から委員長代理として小池委員が指名された。

6 盛岡家庭裁判所委員会の運営等に関する取決めについて

協議の結果，次のとおりとされた。

(1) 委員会は，委員長がこれを招集する。

(2) 委員長は，会議の議長となり，議事を整理する。

(3) 委員会は，委員の過半数が出席しなければ，これを開くことができない。

(4) 委員会の議事は，出席委員の過半数でこれを決し，可否同数のときは，議長の決

するところによる。

- (5) 委員長は、裁判所職員を委員会に出席させ、その職員に説明又は意見を求めることができる。
- (6) 委員長は、委員会の議決に基づき、盛岡地方裁判所委員会委員長と協議の上、委員会を盛岡地方裁判所委員会と合同で開催することができる。
- (7) 委員会は、できる限り年複数回開催する。
- (8) 委員会は、出席委員全員の同意があるときは、議事の全部又は一部を報道機関に公開することができる。
- (9) 議事は、その概要を各委員に配布するとともに、盛岡家庭裁判所ホームページに掲載する。

7 庁舎内見学及びビデオ「少年審判手続の概要」上映

8 意見交換

庁舎内見学及びビデオ上映について以下の感想が述べられた。

生まれて初めて裁判所に入ったが、建物の中に明るい色がなく、殺風景である。使用する部屋は同じでも、事件の内容は異なるはずなので、状況に応じて今飾ってある絵をよりマッチした絵に替えるなどして、部屋の雰囲気工夫をしてもよい。科学調査室には工夫が凝らされており、印象深かった。申立人と相手方の待合室の配置に配慮してトラブルが生じないようにしているとのことだが、当事者が会ってしまったらどうするのだろうか心配になった。

初めて裁判所に来る人は、右も左も分からずに緊張する。裁判所が余り柔らかくてはいけないと思うし、厳粛できりりとして、背筋を伸ばさざるを得ない印象を受けるところが期待されている面があるのかもしれない。しかし、裁判所は、敷居が低くて、大きな事件に発展する前に、国民が利用しやすい身近なところであってほしい。

以前テレビでも家裁調査官をテーマとした番組があったが、これだけ手続が詳しいビデオを見ると勉強になる。

少年審判の手続は、世の中に知らしめた方がよい。被害者やその家族がひどい目に遭っても、ふに落ちないまま審判が終わってしまうことがある。重大事件であればあるほど、被害者が加害者以上につらい立場に立っている。特に、重大事件については、被害者だけでなく、世の中の人もどうしてそうなったかを知りたい。調査官の仕事の性質は理解できるし、プライバシーの問題はあるが、調整をつけて、ある程度公開してよい。少年事件の場合、ケーススタディ的なものをある程度公開することで、心療内科あるいは精神科といった専門家の研究にも役に立つ。少年の精神的な動きなどをある程度公開することで、精神科の医師等の勉強にもなり、それが少年犯罪の予防にもつながる。

これまでに公開された研究成果としては、家庭裁判所調査官等がまとめた「重大少年事件の実証的研究」という名称の本がある。これは、匿名性を持たせた上で、少年が関わった重大事件の内容等について研究したものである。

事件の内容は、その事件が起きたときに、臨機応変に公表されることが重要だ。報道機関や世の中が興味を持っているときに迅速に公開することで、皆が考えるきっかけになる。研究報告書を作ることも重要だが、時期に遅れて公表されても、役に立たないことが多い。裁判所としても迅速な公開の判断には迷うところもあると思うが、考慮してほしい。

以前予備校の教師をしていたが、手の付けられない子もあり、万引き、かつあげなど日常茶飯事であった。実際に犯罪を犯すかどうかは紙一重であり、見た目にも犯罪を犯しそうな少年もいるが、「何である少年が」と思うような少年がとんでもない犯罪を犯し、マスコミ報道でも注目されている。

ビデオの少年は、親が兄に関心が向き自分には期待していない、と訴えていた。そういう子は、学校も面白くないと思っている。ビデオの中で、家裁調査官は、少年に学校にまじめに通うことを約束させていたが、学校にまじめに通えばそれで更生したことになるのか、といえは少し疑問である。少年事件をどのように処理していくか、という点については、教育という視点からいろいろな考え方があるのではないか。

ビデオは、試験観察を経て少年が更生していく事件を題材にしていたが、家庭環境や社会環境が複雑、多様化しており、家裁も実際にはもっと大変な事件をたくさん抱えていると思う。このビデオを見て、逆に、現実がこのようにうまくいけばいいのにと考えた。

庁舎内見学をした際に、一階の相談室で何でも相談できることを初めて知った。民生委員としては、ビデオに登場したような悪い子どもたちは担当しておらず、そのような子は児童相談所に任せている。今日は良い勉強をさせてもらった。

今回のようなビデオは、委員に見せるだけでなく、一般公開することも考えてほしい。県教委の関係者と連携を取り、学校の総合学習の時間などを活用して、教育に役立ててはどうか。裁判官が学校で講演をしていると聞いているが、裁判所がどんどん外に出て行く必要がある。いかに使い勝手の良い裁判所にすること、裁判所を外部に積極的にアピールすることによって具現化する。

家裁では、「裁判所と学校との連絡会」を開催しており、その席で、ビデオを中学校の先生方に御覧いただき、家裁の手續についての理解を深めてもらうというようなこともしている。

ビデオは、教師に見せるだけでなく、子どもたちに見せることによって、裁判所が何をやる所か、家庭裁判所に行くということがどういうことなのかということが分かるはずである。外部に出向いたり、マスコミを活用するなどして、一般の市民、子どもたちに裁判所の役割や仕事についての情報を広めていくことが開かれた司法を実現する基本であり、裁判所の実相を積極的にアピールすることで、裁判所の機能などが市民に一層理解される。

庁舎内見学は、大変参考になった。子どもを巡って夫婦が激しく対立するといった事件を通じて、平素身につまされている者として、家裁が設備面等で配慮していることについて良いと思った。庁舎内見学では、もう少し裁判所の方から手を差し伸べていただいてもよいのではないかと感じた。例えば、弁護士事務所の事務員も

依頼者と接触する関係上、庁舎見学をさせてもらえれば、家裁の理解が深まる。

昭和20年代の憲法記念日に、弁護士と裁判官が法律相談を行っていたことを示す古い資料が残っている。裁判官が、一方当事者の相談を受けること自体大変問題であるところから、その後実施されなくなったものと思うが、裁判官が相談という形で社会に出たという点では、いい姿勢であったと思う。その観点からすると、裁判所が何年か前から、裁判官を高校や大学に派遣して直々に講義等をさせているのは、大変インパクトのある施策だ。実際には、年に一回程度であっても、やり方を工夫すれば広くアピールできる。子どもたちにとっては、裁判所を理解するとともに、将来どういう仕事につくかといったことを考える点でも、大変参考になる。最近、進路指導の一環として、中学校の生徒が職場訪問で法律事務所に来る。そのような機会をとらえて、裁判所の内部を案内するのもよい。

ビデオの点に関連するが、教育の問題は、家裁だけでなく、むしろみんなで考えなくてはならない問題である。中学校が荒れている事実を掲載する記事があったが、荒れているのは決して一部の学校にとどまらない。今回のビデオを見て、このビデオを生徒たちが見たときに、「こんなの見てられねえや」とふてくされるのか、それとも少しは考えるところがあるのか、どちらなのだろうかと思った。生徒たちがこのビデオを見ることで、少年犯罪が食い止められるとまでは思わないが、裁判所を分かってもらうとともに、社会の落ち着きにも資するという点から、このようなビデオを公開するとよい。

初めて裁判所の庁舎内を見学して、大変参考になった。特に、家裁では子どものおもちゃを置いてある部屋があるということも初めて知った。

20年くらい前の司法修習生時代に家裁修習をし、少年審判手続を傍聴したことがある。このビデオのように、すべての手続が網羅された修習内容ではなかったので、具体的な少年審判が全体的にどう進められたかが分からなかった。今回ビデオを見ることができて、少年審判手続の全体像と、家庭裁判所では裁判官だけでなく調査官、書記官も苦勞しているのだということが具体的に分かった。検察庁は、どちらかということ、犯罪事実の捜査をし、事件を家庭裁判所に送致すると一段落という面がなきにしもあらずであり、それから先どういうケアがされているか、なかなか知る機会もないので、今回のビデオを検察庁の職員にも見せたいと考えた。

9 次回意見交換テーマの選定について

次回の意見交換テーマとして「裁判所は身近に感じられますか。」が了承された。なお、次のような意見が述べられた。

「裁判所は身近に感じられますか」と言われると「余り感じられませんね」で終わってしまうような気もする。どういうことを議論すればよいのか。

裁判所は、民事裁判、刑事裁判、離婚などの調停事件など、様々な事件を扱う。できれば裁判所に世話になりたくない、紛争には巻き込まれたくない、と思う人もたくさんいるとは思いますが、現にニーズがあり、裁判所の紛争解決機能が期待されているのに、アクセスの悪さなどいろいろな事情でその機能が発揮されていないというところがあるとすれば、裁判所も努力が必要である。このテーマはそのような観

点からのものではないか。家裁委員会の開催の仕方としては、テーマによっては地裁委員会と別々にやらなくてはいけないと思うが、「裁判所は身近に感じられるか」といったテーマであれば、地裁委員会と一緒に開催してよい。

「身近」の意味はたくさんある。例えば、裁判所に行って、お金がかかる、時間がかかる、どうやって手続をしたらいいかわからない、といったことを具体的に言えばよいのではないか。身近だということは、費用の点や、どうしたらいいかということ、一般市民が知ることである。一般市民は、使い勝手がいいのか悪いのか、何か起きたときに、どこに行ってどうしたらいいのか、全くわからない。わからないから弁護士のところへ行ってお金もかかる。そのような点をどうやって改善していくかということ、司法制度改革の大きなテーマでもある。次回のテーマは抽象的ではあるが、そのような観点から考えていけばよい。

同感である。私は初歩的な手続がわからないから、相談先が市役所なのか裁判所なのか、費用がかかるのか否か、わからない。ビデオを見るまでは、家裁に調査官がいるとか、こんなに調査しているということも知らなかったし、委員会に出席する前に、裁判所のホームページを見るまでは、夫婦関係円満調整という手続があることも知らなかった。一般市民にとってみれば、何か問題があれば、事が大きくなる前に、どこに聞けばよいかという方向性が分かり、相談すれば問題点を振り分けてもらえるような、身近に感じられる安心感が必要であり、裁判所にその役割を期待したい。

10 その他

- (1) 盛岡地方裁判所委員会との合同開催について
全委員了承
- (2) 第3回家裁委員会について
10月ころに開催することで了承された。

第5 第2回家裁委員会の日程等について

- 1 日時 平成16年2月3日(火)午後2時00分から4時30分まで
- 2 場所 当庁大会議室

第6 閉会あいさつ(田中委員長)

第7 閉会